

国立大学法人東京学芸大学社会連携推進本部要項の一部を改正する要項

制定理由

推進本部の組織を変更することに伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成23年 3 月 31 日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学社会連携推進本部要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成23年3月31日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

国立大学法人東京学芸大学社会連携推進本部要項の一部を改正する要項(案)

国立大学法人東京学芸大学社会連携推進本部要項（平成22年3月4日制定）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学社会連携推進本部要項の一部改正について

改正理由：推進本部の組織を変更することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (組織) 第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。 (1) <u>学長が指名する理事，副学長又は事務局長</u> 1名 (2) 学長が委嘱する教員 若干名 (3) 広報連携課長 (4) 財務課長 (5) 学務課長 2 推進本部に本部長及び副本部長を置き，本部長は前項第1号の本部員をもって充て，副本部長は本部長が指名する。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は，平成23年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 (組織) 第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。 (1) <u>学長が指名する理事又は副学長</u> 1名 (2) 学長が委嘱する教員 若干名 (3) 広報連携課長 (4) 財務課長 (5) 学務課長 2 推進本部に本部長及び副本部長を置き，本部長は前項第1号の本部員をもって充て，副本部長は本部長が指名する。 〔省略〕